

令和7年度京都府立学校児童生徒結核検診業務に係る仕様書

1 業務の名称

令和7年度京都府立学校児童生徒の結核検診業務

2 業務の内容

- (1) 各府立学校を会場とする巡回検診による胸部エックス線検査によるものとする。
- (2) 巡回検診によらないと指示された児童生徒及び巡回検診を受診できなかった児童生徒を対象とした検診機関診療所で実施する胸部エックス線検査（以下「施設検診」という。）
- (3) 精密検査（検診機関診療所で実施）
 - ア 胸部エックス線検査
 - イ 赤血球沈降速度検査
 - ウ かくだん検査
 - エ ツベルクリン反応検査
 - オ アからエまでに掲げた検査以外で精密検査として必要な検査
 - カ 診察
- (4) その他必要な検査

3 対象者

府立学校の児童生徒

4 予定数量

- | | | |
|---------------|------|--------|
| (1) 胸部エックス線検査 | 巡回検診 | 9,861人 |
| (2) 胸部エックス線検査 | 施設検診 | 24人 |
| | リフト | 14人 |
| (3) 精密検査 | | 22人 |

5 対象者の把握等

- (1) 受診票又は名簿等
 - ア 検診機関の作成した胸部レントゲン受診票（以下「受診票」という。）を事前に各学校宛てに配布。
 - イ 学校が作成した「ふりがな付き任意様式の受診確認用の名簿」
 - ウ 所属学校以外の会場で検査を受ける場合は、「他校受診者専用名簿」
- (2) 名簿等の運用方法
 - ア 検診当日、受診する児童生徒（以下「受診生徒」という。）が持参した受診票に撮影番号をナンバリングし、学校が作成したふりがな付き任意様式の受診確認用の名簿又は他校受診者専用名簿（以下「名簿等」という。）に受診のチェックを行う。
 - イ 検診車では、撮影番号順で呼び、受診生徒本人から受診票を受け取り、氏名の本人確認と撮影番号の確認を行う。
 - ウ 撮影を行い、受診票を回収・保管する。
 - エ 全撮影終了後、回収した受診票の再確認を行う。
 - オ 入力確認用に名簿等の写しを持ち帰る。（原本は学校保管。）

6 実施時期

令和7年4月1日から同年6月30日まで（児童生徒の胸部エックス線検査、胸部エ

ックス線検査の結果必要となった精密検査並びに経過検診者の精密検査。)

ただし、児童生徒の疾病その他やむを得ない事由（児童生徒の事情による事由に限る。）によって当該期間に結核検診を受けることができなかった者で学校から申し出のあった者については、契約期間内に原則として検診機関診療所で実施するものとする。

7 検診日時

検診機関が各府立学校と調整の上、決定する。

8 検診場所

(1) 胸部エックス線検査

各府立学校（本校及び分校並びに学舎・68箇所）ただし、第6後段による場合は検診機関診療所

※ 各府立学校における受付及び会場設営等も検診機関が行うこと。

(2) 精密検査

検診機関（京都市内に所在する府立学校の児童生徒又は京都市以外に所在する府立学校の児童生徒のうち検診機関で受診を希望する者）

9 検診結果

検診機関にて判定し、クラス別に作成した専用結果通知で、各学校に通知する。

なお、有所見の者については、精密検査の受診を併せて通知し、その結果についても各学校に通知する。